

## 福祉相談所設置日程

【時間】午後1時30分～4時  
(当日受付は午後3時まで)

1人約15分程度の相談となります。

【予約およびお問い合わせ】

白浜支部 ☎45-2711

日置川支部 ☎52-2111

※お申し込みは、各支部事務所まで。  
※混雑する場合や日程の変更、中止の場合もございますので、事前にご予約ください。

### 白浜支部

日程	内容	会場
8/3	司法書士	本部事務所
8/10	人権	本部事務所
8/17	弁護士	本部事務所
9/7	司法書士	本部事務所

### 日置川支部

日程	内容	会場
8/7	弁護士	川添山村活性化支援センター
8/19	人権	みまい荘
9/4	弁護士	高齢者生活福祉センター

## ～住み慣れた地域で自分らしい暮らしを～ 地域の特性に合わせたボランティア活動

高齢になっても要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていきたい。

でも、1人ではできないこと、家族の手助けだけではできないことはたくさんあります。

ボランティア活動を通して、1人でも多くの方々が、住み慣れた地域で少しでも長く生活を続けられるよう、支援の輪を広げています。

### ボランティアグループ 劇団たけのこ

いきいきサロンなどの会場で、高齢者やボランティアの皆さんに笑顔あふれる楽しいひと時を過ごして

いただいています。皆さん、ぜひ参加してみませんか？



## 『わたしのまち』『あなたのまち』の勉強会

わたしたちの暮らしの中には、さまざまな“困りごと”があります。そんな身近な困りごとも、内容を知り、理解することができれば、解決に向けて動きだせることもあるのではないのでしょうか。

皆さんのより身近な地域や友達で集まって、福祉についての学びの時間を過ごしてみませんか。

最近気になることがある、相談だけでもしてみたい、そんな時も、ぜひ本会までご連絡ください。

### 【こんな勉強会はいかがですか？】

- ・介護技術の勉強会（車イスの体験やヘルパーさんの活動を聞いてみよう。）
  - ・認知症の勉強会（どんな病気なの、どんな事が起こるの、いろいろな質問をしてみよう。） など
- 10人ぐらいのお友達が集まって、身近な集会所などで実施できます。



## いろいろな収集ボランティア活動『アルミ缶回収』

特に夏場は、ご家庭でもいろいろな場面で、水分補給の機会が増える時期です。ビンやペットボトル・缶など、その飲み物によってさまざまな入れ物に入っています。このような入れ物も、リサイクルすることが非常に大切です。

本会では、アルミ缶の回収事業を通して環境への配慮やリサイクルの重要性を社会に促し、アルミ缶の再資源化を進めるお手伝いを行なっています。

皆さんの地域の収集ステーションに、また、本会の収集活動にご協力をお願いします。



※社協だよりは、共同募金配分金や社協会費等を活用して掲載しています。

※書き損じハガキ・古切手・清拭布・アルミ缶・プルタブなども多くの方がいらいただきました。本当にありがとうございました。

（平成27年6月末迄分）

平 橋原 康司 様

寄付者ご芳名

# 社協だより ふくし しらはま

社会福祉法人  
白浜町社会福祉協議会

〒649-2324 白浜町十九淵 274 番地の 1  
TEL 0739-45-2711 FAX 0739-45-2777  
Eメールアドレス info@shirahama-syakyo.jp

### 日置川支部

〒649-2511 白浜町日置 197 番地の 1  
高齢者生活福祉センター夢の里内  
TEL 0739-52-2111 FAX 0739-52-2666  
Eメールアドレス hikigawa@shirahama-syakyo.jp

ホームページ http://www.shirahama-syakyo.jp/

日常生活を行なう中で、自分ひとりではできないけれど、誰かが支援をしてくれたらできること。

誰かに支援してほしいことはないですか。

ここでは、日常生活の中での金銭管理や通帳の管理、行政手続きなどのお手伝いについてお知らせします。

## ◇福祉サービス利用援助事業

本事業では、判断能力が不十分な高齢者・知的障がい・精神障がいのある方がより良く生活できるよう、福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理を行っています。

具体的なお手伝い（援助）は、

- ① 福祉サービス利用などについての情報提供や、利用のためのお手伝い。
- ② 役所への書類の提出など、日常生活のいろいろなお手伝い。
- ③ 福祉サービスの利用料や公共料金・医療費などの支払いのお手伝い。
- ④ 通帳や証書など、大切な書類の預かり。

\*本事業の利用については、利用料が必要となってきます。

1時間1,000円で、1時間を越えた後は30分の延長ごとに500円ずつ加算。



## ◇成年後見制度

成年後見制度とは、毎日の生活の中であなたに必要な、さまざまな判断や決定をするときに支援してくれる制度です。

認知症・知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が十分でない方は、財産や「契約を結ぶ」等の法律行為を行う際に、自分で判断することが難しい場合があります。また、判断能力が十分でないために、悪徳商法などの被害に遭うおそれもあります。

成年後見制度とは、こうした自分ひとりで判断することが難しい方について、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、身の回りに配慮しながら財産の管理や介護サービス等の契約を行い、ご本人の権利を守り生活を支援する制度です。

### 【成年後見制度の種類】

①後見類型	日常的に必要な買い物も自分ではできず、誰かに代わってやってもらう必要がある程度の方
②補佐類型	日常的に必要な買い物程度は単独でできるが、不動産・自動車の売買、自宅の増改築、金銭の貸し借りなど、重要な財産行為は自分でできない程度の方
③補助類型	重要な財産行為は自分でできるかもしれないが、できるかどうか危惧があるため、本人の利益のために誰かに代わってやってもらったほうがよい程度の方（本人の同意がなくては契約できない）

上記のように制度も様々なものがあります。今現在の困りごとに、今後の勉強のために、気になった方は、本会事務局までお気軽にご相談ください。